

八女市森林経営管理制度実施方針

令和6年10月

1 趣 旨

八女市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、八女市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 基本方針

八女の私有林については、従来から森林所有者（市内林業事業体への長期施業委託を含む。）による森林整備を森林経営計画の策定を通じて促している。一方で適切な管理がされていない森林を「対象森林」として、森林経営管理制度に基づく「意向調査」を行うことで、森林所有者の経営管理に対する意向を確認する。その意向を踏まえて、林業経営に適する森林かつ森林経営計画への集約化が図られるものについては林業事業体への情報提供及び森林経営計画の策定、計画に基づく施業を実施する。一方で林業経営に適さない森林については、森林経営管理制度の適切な運用を通じて木材生産や防災・減災等の公益的機能の維持・増進を図るための施業を実施していく。

3 対象森林の考え方

対象森林は、下記（1）に該当する森林を除いた「私有林の人工林」において「適切な経営管理が行われていない（恐れのある）森林」とし、令和3年度に14,145haを抽出。対象森林内には令和4年度以降に経営管理されている森林もあるため、最新の施業履歴がある森林の除外及び必要に応じて隨時追加できるものとする。尚、航空レーザー測量資源解析情報とも照らし合せを行い、私有林人工林内の対象森林を精査する。

（1）対象森林から除外する森林

- ・公有林
- ・竹林や天然林（スギ・ヒノキ以外）
- ・過去10年以内に施業履歴がある森林
- ・既に森林経営計画が策定されている森林

※直近の施業履歴や最新の森林経営計画の策定状況を反映するものとする。

4 意向調査

(1) 対象森林における意向調査の優先順位

・3で定めた対象森林内での意向調査実施地区の優先順位は下記①の項目を小班単位で比較し順位付けを行い、各小班単位の評価を踏まえて各林班の評価を判定する。各林班の評価を、八女市森林整備計画により区分された区域（森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域）ごとに総合評価することで、区域ごとに優先順位付けを行う。併せて令和3年度以降に福岡県が実施している航空レーザー測量及び令和4年度以降に市が実施する資源解析業務については、複数年度にわたり、一定区域ごとに行っているため、その進捗を考慮して優先順位付けを行う。

①対象森林の評価項目

- ・林業適地（平均傾斜30度未満かつ路網からの距離が50m未満）の森林の割合
- ・林業適地（平均傾斜30度未満かつ路網からの距離が50m以上150m未満）の森林の割合
- ・急傾斜地（平均傾斜30度以上）の森林の割合
- ・林地生産力が高い森林の割合
- ・林地生産力が低い森林の割合
- ・標準伐期齢の人工林の面積割合
- ・河川の有無
- ・山腹崩壊危険地区に該当する森林の割合
- ・地すべり危険地区に該当する森林の割合
- ・崩壊土砂流出危険地区に該当する森林の割合

(2) 意向調査の実施計画（実施区域及びスケジュール等）

意向調査実施計画は別紙のとおりとし、令和6年度から開始して、概ね6年の期間で全域を実施する。

(3) 意向調査の実施方法

対象森林を所有する者又は管理する権限等を有する者に対し、当該森林の管理状況や今後の経営管理の意向等について別紙のアンケート形式により郵送で実施する。

5 意向確認後の森林経営管理

意向調査の結果、森林所有者から「林業事業体等へ委託したい」と回答のあった森林については、その森林の採算性や森林経営計画による集約化が可能か否か判定するため、資源解析情報及び現地調査結果を反映した森林評価カルテ（別紙）による森林の評価を行う。森林所有者毎に判定を行い、「林業経営に適する森林」「切捨間伐森林」「経過観察森林」の3つへの振り分けを行う。

（1）林業経営に適する森林

主伐もしくは利用間伐が可能と判断されているため、林業経営に適する森林として、個人情報提供に同意のあった森林については、林業事業体又は自伐林家等へ斡旋を行う。斡旋を行うにあたり、林業事業体等と連携・調整の上、森林経営管理委託（長期施業委託）等による森林経営計画の策定を進めて国・県・市の補助を活用しながら整備を進めていく。

（2）切捨間伐森林

間伐の必要性はあるが、搬出による採算性が乏しい場合や傾斜や路網状況により搬出が不可能な森林については、福岡県荒廃森林整備事業に基づき、市と森林所有者の間で「荒廃森林整備事業の実施に関する協定書」による協定を締結し、切捨間伐の実施につなげる。他にも上記（1）林業経営に適する森林として判定された森林についても、斡旋に至らず施業まで結びつかなかった森林は、福岡県荒廃森林整備事業への協定締結へ同意があった場合は、切捨間伐による施業実施へとつなげていく。

（3）経過観察森林

経過観察と判定された森林については、森林所有者に対して現段階では施業を見送る（経過観察）理由を明確にして隨時通知文を発送する。市による施業の必要性があると判定された森林については、森林経営管理制度における経営管理権の設定、集積計画案の策定、市の発注による間伐を検討するものとする。また、上記（1）「林業経営に適する森林」（2）「切捨間伐森林」として施業ができなかつた森林については、経過観察森林として森林経営管理制度での事業実施を検討する。

6 実施費用

実施方針に基づき八女市が実施する意向調査、森林経営管理制度における業務については森林環境譲与税を財源とし、財源の許す範囲で実施するものとする。

7 その他特記事項

(1) 実施方針の公表

実施方針については、市のホームページ等により公表する。

また、意向調査の実施状況等から実施方針の見直しが必要となった場合は、林業振興対策協議会や県林業普及指導員及び地域の林業関係者等の意見を聞きながら随時見直しを行う。

(2) 調査結果の反映

実施方針に基づき行った意向調査や現地調査等の結果、森林簿や林地台帳等の森林情報と差異があった場合は修正等を随時実施し、森林経営管理の効率的な運用に資するように努める。

(3) 実施体制

実施方針に基づく一連の業務は現在の体制で開始するが、今後の市の執行体制や効率的な制度運用等を考慮し、必要に応じて専門職員の雇用や外部委託等を検討する。